

西江地区社会福祉協議会 会則

(名称)

第1条 この会は、西江地区社会福祉協議会（以下「本会」という。）と称し、愛称を西江地区を盛り上げる会とする。

(目的)

第2条 本会は、西江地区の地域住民が主体的に福祉活動に参画することにより、誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、会長宅に設置する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 西江地区の福祉課題についての意見交換及び解決のための調査研究
- (2) 西江地区に適応した地域福祉活動の計画実施
- (3) 西江地区において関係団体が行う福祉活動への援助協力
- (4) 社会福祉に関する広報・啓発
- (5) 関係機関との連絡調整
- (6) その他、目的達成のため必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、西江地区に居住する全住民と西江地区を拠点とする企業及び団体等とする。

(役員及び評議員)

第6条 本会に次の役員及び評議員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 運営委員 25名程度
- (4) 会計 1名
- (5) 書記 1名
- (6) 監事 2名
- (7) 評議員 60名程度

2 役員及び評議員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 運営委員は、運営委員会を組織し、会務の運営及び事業の遂行にあたる。
- (4) 会計は会計事務を処理する。
- (5) 書記は本会の事務を処理する。
- (6) 監事は毎年1回以上本会の業務及び会計につき監査する。
- (7) 評議員は、評議員会を組織し、予算決算等の重要事項を審議する。

3 役員及び評議員の選出方法は、次のとおりとする。

(1) 会長は、運営委員の互選とする。

(2) 副会長は、運営委員の互選とし、福祉推進委員から選出された運営委員より1名、民生児童委員から選出された運営委員より1名、自治会長から選出された運営委員より1名選出する。ただし、会長が福祉推進委員もしくは民生児童委員もしくは自治会長から選出された場合は、その役職から選出しないものとする。

(3) 会計及び書記は、運営委員の互選とする。

(4) 運営委員及び監事は、評議員のうちから選出する。

(5) 評議員は、別表に定める選出区分により、会員のうちから互選により選出する。

(顧問)

第7条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は必要に応じ、運営委員会の承認により会長が委嘱し、会の運営に協力する。

(役員及び評議員の任期)

第8条 役員及び評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、次期の役員が評議員会で選任されるまでの間は、任務を遂行するものとする。

(事務局員)

第9条 本会の事務を処理するため事務局員を置く。

2 事務局員は若干名とし、運営委員会が選任する。

3 事務局員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠による事務局員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 会議は、運営委員会および評議員会とする。

2 運営委員会は、会長が招集し、議長を務める。

3 評議員会は、会長が招集し、議長は評議員の中から選出する。

4 会議は、定数の過半数の出席により成立し、出席者の過半数以上の賛成によって決する。可否同数の場合は議長が決する。

(運営委員会)

第11条 運営委員会は、役員（会長、副会長、書記、会計、運営委員）をもって構成し、次の事項を審議執行する。

(1) 評議員会に付議すべき事項

(2) 評議員の選任に関する事項

(3) 本会の事業運営に関する事項

(4) その他会長が必要と認めた事項

(評議員会)

第12条 評議員会は、次の事項を審議し決定する。

(1) 事業計画並びに収支予算

- (2) 事業報告並びに収支決算
- (3) 役員を選出に関する事項
- (4) 諸規定の制定及び改廃に関する事項
- (5) その他、会長が必要と認めた重要事項

(専門部会)

第13条 第4条の事業を円滑に推進するため、本会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の規則は別に定める。

(会計)

第14条 本会の経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 海津市社会福祉協議会助成金
- (2) その他の補助金
- (3) 会費及び寄附金
- (4) その他の収入

2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(報告)

第15条 会長は、毎年度の事業計画及び予算、事業報告及び決算等を海津市社会福祉協議会会長に報告するものとする。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この会則は、平成25年4月26日から施行する。
- 2 この会則は、平成27年4月1日から施行する。
- 3 この会則は、平成28年4月1日から施行する。
- 4 この会則は、平成29年4月1日から施行する。
- 5 この会則は、平成31年4月1日から施行する。
- 6 この会則は、令和7年4月1日から施行する。

[別 表 : 会則第6条3項(5) 関係]

N0	所属団体等	評議員	運営委員
①	各自治会 自治会長	1 4	5
②	各自治会 福祉推進委員	1 4	3
③	民生・児童委員	3	3
④	本阿弥新田・沼新田老人クラブ 会長又は代表者	1	1
⑤	青少年育成推進員	2	1
⑥	育成会	2	1
⑦	母子保健推進委員	2	1
⑧	スポーツ少年団	1	1
⑨	更生保護女性会	1	1
⑩	交通安全協会	1	1
⑪	消防団 西江分団	1	1
⑫	送迎サービス	1	1
⑬	地区社協専門部会 部会長	-	3
⑭	有識者（学識経験者）・役員OB等	若干名	若干名
	計	43 + α	23 + α